

反社会的勢力対応に関する基本方針

当社は、反社会的勢力への対応に関し、次に掲げる事項を基本方針とし、代表取締役はこれを社内外に宣言するものとする。

- (1) 反社会的勢力に対しては、組織として対応する。
- (2) 反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応する。
- (3) 反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- (5) 反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。

株式会社大阪宅建サポートセンター 保証事業部

反社会的勢力対応規程(令和3年3月23日から施行)より